

宇土市企業立地特別奨励金のご案内

HOTEL

宇土市内に施設等を有しない企業は、新たに施設等を開設する場合、下記の奨励金を受けることができます。



当市の奨励金の特徴

- ①県内他自治体の補助金、奨励金と比較して交付額が大きく、新設時の初期投資額を低減することが可能です。
- ②半島振興法に基づく税制優遇制度も、併用して申請可能です。対象となる地域は九州内で8地域のみであり、市内全域が適用地域です。固定資産税(償却資産含む)3年間不均一課税を受けることが可能となり、操業後の負担を低減することが可能です。



対象となる施設

ア 工場(製造業、電気業及びガス業) イ 貨物施設(運輸業、卸売業)
ウ 情報サービス事業 エ 旅館業 オ 健康保養施設 カ 職業技術訓練施設



奨励金の内容

(令和7年1月1日時点の交付内容となります)

| 奨励金 | 交付内容 |
|----------------------|---|
| 設備投資促進奨励金 (新設の場合) | 投下固定資産総額により ・5億円以上7億円未満 7千万円交付 ・7億円以上10億円未満 1億円交付 ・10億円以上15億円未満 1億5千万円交付 ・15億円以上20億円未満 2億円交付 ・ 20億円以上 3億円 交付 |
| 賃借奨励金 | 用地の賃借経費(敷金、権利金などの諸経費を除く)の2分の1(月額20万円上限)相当額を36か月分交付 |
| 給水加入奨励金 | 給水装置の新設時に納入する口径別加入金に相当する額を交付 |

次の要件のすべてに該当することが必要です

- ・施設等用地として2,000㎡以上の土地を取得又は賃借すること
- ・投下固定資産総額(土地、建物、償却資産)が5億円以上であること
- ※償却資産については、法定耐用年数が10年以上のものに限ります。
- ※電気業及びガス業については、新規雇用条件が指定要件に追加されます。
- ※奨励金の交付は、1事業者につき、1回限りとしています。



くわしくは商工観光課企業誘致担当までお問い合わせください。

宇土市商工観光課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51 TEL0964-27-3328

E-mail syoukou02@city.uto.lg.jp

その他の優遇制度のご案内

企業立地（新設・増設）の優遇制度を充実させ、企業の皆様を力強くサポートします

※新設：宇土市内に新たに施設等を開設する場合

増設：宇土市内の既存施設等を、新たに市内に開設又は拡張する場合

（宇土市企業振興促進条例）

| 第3条 第1項 | 対象業種 | 対象要件 | 措置事項 | 備考 |
|----------------------|--|---|--|--|
| ① 半島振興法 （第1号） | <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・旅館業（下宿営業を除く） ・農林水産物販売業 ・情報サービス業 | 投下固定資産総額 新・増設 【製造業・旅館業（下宿営業を除く）】 資本金1,000万円以下： 投資額500万円以上 資本金1,000万円超5,000万円以下： 投資額1,000万円以上 資本金が5,000万円超： 投資額2,000万円以上 | 【不均一課税】 3年間 固定資産税 （機械及び装置分も 含む） 初年度税率 0.15% （約90%減免） 第2年度税率 0.35% （約76.7%減免） 第3年度税率 1.0% （約33.3%減免） ※宇土市の固定資産税 の税率は1.5% | 投下固定資産総額 の対象範囲 ①半島振興法 機械及び装置を 増設と関係なく申請 することも可能 |
| | | 【農林水産物販売業、情報サービス業】 資本金に関係なく 投資額500万円以上 増員人員規程なし | | |
| ② 地域未来投資促進法 （第1号） | <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業分野 ・自然共生型産業分野（アグリ、 バイオ、ヘルスケア等） ・成長ものづくり分野（半導体、輸 送用機械、食品・医薬品・医療機 器等） ・デジタル関連分野 ・観光・物産分野 ・交通インフラを活用したまちづ り分野 ※県地域未来投資促進基本計 画承認要件1の内容に準ずる | 投下固定資産総額 新・増設 1億円以上 （農林漁業関連業種は5,000万円以上） ※地域経済けん引事業計画を作成し、工事着 工の30日前までに県に申請を行い、県の承認 を得ることが必要 | 【課税免除】 3年間 固定資産税 （機械及び装置分は 含まず） | 投下固定資産総額 の対象範囲 ②地域未来投資 促進法 機械及び装置は 総額に加算できない |
| | | 増員人数規定なし | | |
| ③ 市独自 （第2号） | 製造業、電気業、ガス業、 運輸業、卸売業、情報サービス 業、旅館業（下宿営業を除く）、健 康保養施設、職業技術訓練施設、 研究施設等 | 投下固定資産総額 新・増設 3億円以上 新規雇用者 5人以上 | 【課税免除】 （6年間） 固定資産税 3年全額 3年1/2 | |
| ④ 市独自 （第3号） | ③に該当する業種 | 投下固定資産総額 新・増設 2,000万円以上 情報サービス事業施設は 1,000万円以上 新規雇用者（新設）5人以上 （増設）3人以上 | 【企業立地奨励金】 固定資産税の 範囲内 （3年間） | 固定資産税額を 基準として 初年度 75% 第2年度 50% 第3年度 25% を交付 |
| ⑤ 市独自 （第1、3号） | ①～③のいずれかに該当する業 種 | 新規雇用者で宇土市在住者 （転入も含む） | 【雇用促進奨励金】 一人当たり30万円 限度額1,000万円 | 1申請につき 1回限り |
| | 情報サービス事業 | なし | 【研修経費補助金】 研修経費の 1/2補助 | 限度額100万円 |

※「新規雇用者」とは、操業開始日に市内に住所を有する者で、操業開始日以前の1年以内に新規雇用し（現に雇用している者で操業開始以前1年以内に市内に転入した者も含む）、操業開始から1年以上常時雇用された者です。

※①②は、県税についても優遇措置があります。詳しくは「企業立地ガイド熊本」のホームページをご覧ください。

※③④は、投下固定資産総額と新規雇用者数両方の要件を満たす必要があります。

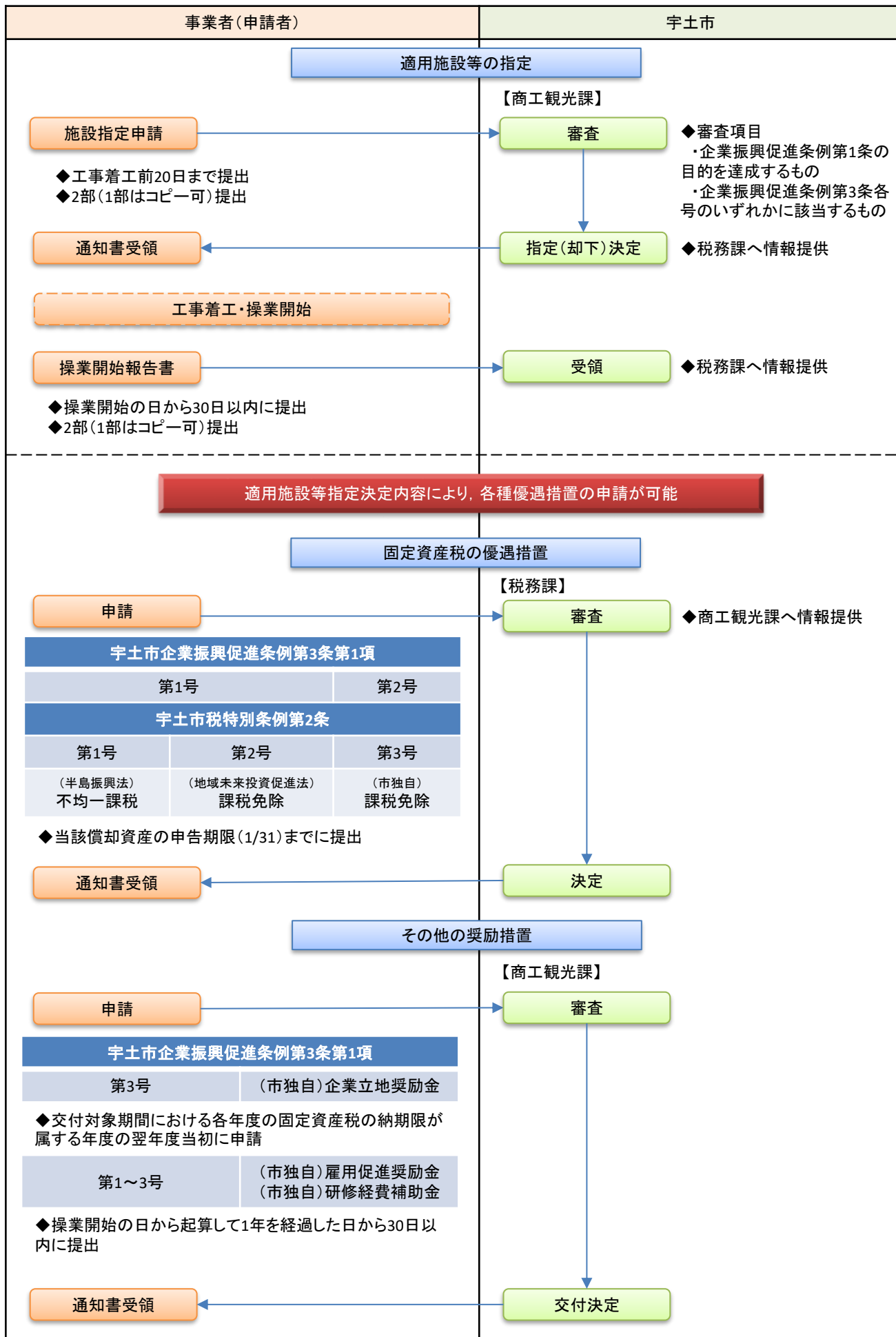
※③④⑤は、宇土市企業立地特別奨励金と併用して申請することはできません。

※①②③④の優遇措置は、併用することができません。いずれか一つを選択ください。

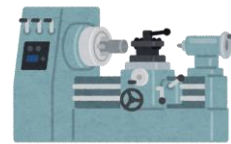


申請手続のフローチャート

(宇土市企業振興促進条例)



半島地域における国税の優遇措置のご案内



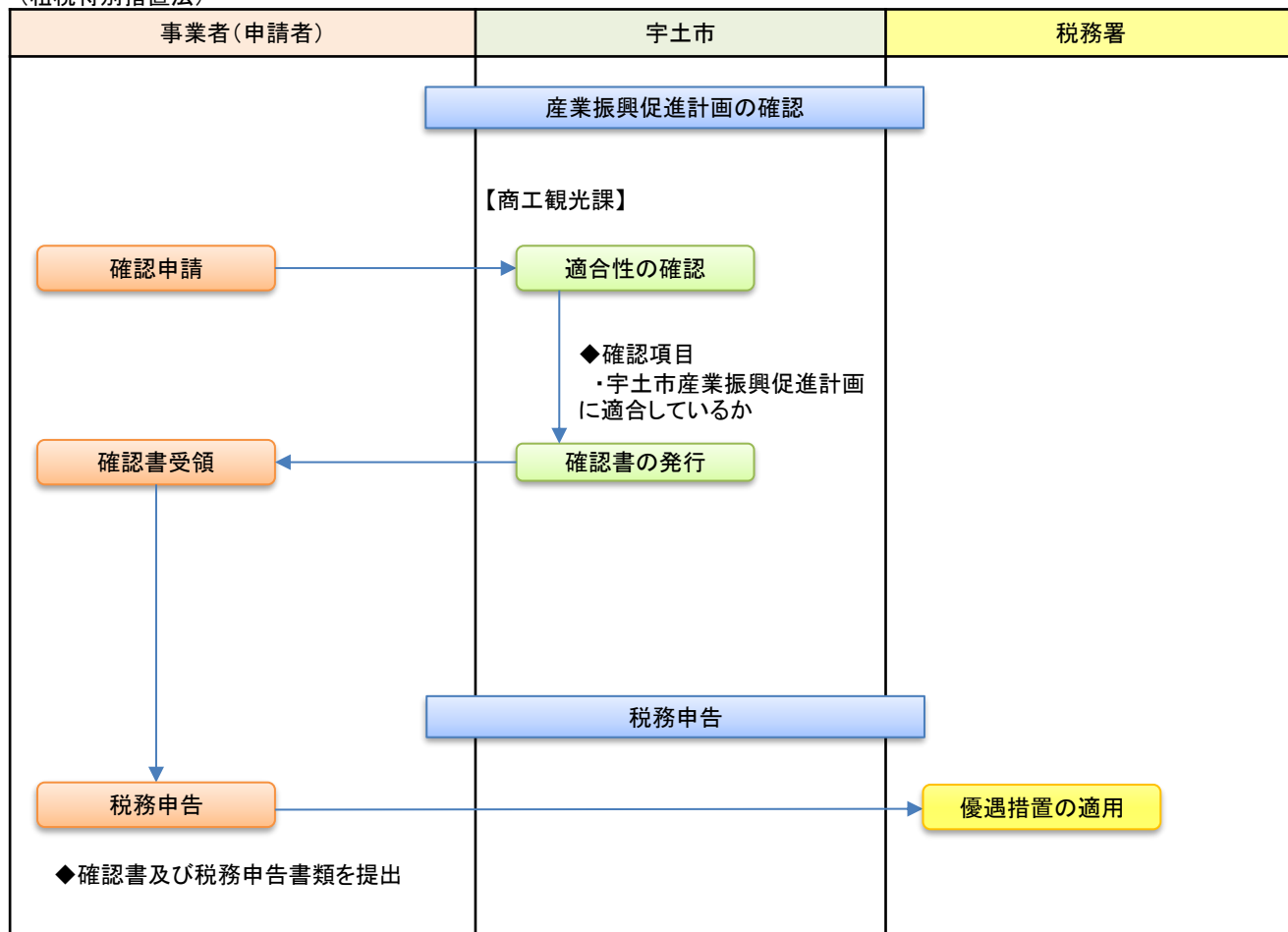
事業のために用いる設備の取得、建設、改修等を行った場合に5年間の割増償却を行うことができます。
※対象業種・対象設備の詳細は、最寄りの税務署にご確認ください。

(租税特別措置法)

| 事業者の規模 (資本金) | | 1,000万円以下 | 1,000万円超 5,000万円以下 | 5,000万円超 |
|-----------------|----------------------|--|-----------------------|-------------------------------------|
| 対象 | | 機械・装置、建物・付属設備、 構造物に係る 取得等 | | 機械・装置、建物・付属設備、 構造物に係る 新增設 |
| 取得 価 額 | 製造業・旅館業 | 500万円以上 | 1,000万円以上 | 2,000万円以上 |
| | 農産物等販売業・ 情報サービス業等 | 500万円以上 ※事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象 | | |
| 償却限度額 | | 機械・装置: 普通償却限度額の32% 建物・付属設備、構造物: 普通償却限度額の48% | | |
| 適用期間 | | 5年間 | | |

申請手続のフローチャート

(租税特別措置法)



お問い合わせ先

宇土市商工観光課
〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51
TEL.0964-27-3328 FAX.0964-22-6100
E-mail: syoukou02@city.uto.lg.jp